

を聞取らる。

頁 上

十五日ハ大阪組合會ノ職員ヲ登テ大阪労働會ヲ會攝攝入前攝會
組工野ハ眼録ノ帳ヲ直書シテモ極全市ニ寄附録録シタ
テテハ氏ヲ申々要費ハ承賜シテト外ニタ
工場主ハ堺市ヲ手出シ人ハマシラス紙ノ寸法ニ異テ入テハ極大
兼通ニ入ル

十三日平氣一割ロニ割ヌハ極大ノ入ノ回答ニシテ攝入録ハ
平裡ニ三割ハ會攝入案ヲ本港ニ轉調リ録工ニ示シタ
當攝入同登支録シタ

財團法人協調會大阪支所

堺市の皆様には訴へます

私共三十餘名の女は、堺市井道堺織機會社に勤めます女工で御座
います。近頃會社では、私達に何等の責任の無い事柄を口實に
されまして、請負賃銀の値下げやら、皆なが世帯持の事ですから
時には五分や、七分遅刻する事もあります。その折りには日給
額で適法な歩引を致すのならまだしも、其の日の請負賃銀の一割
とか、一割五分とか歩引をせられたり致すものですから、私達
の様に夫も妻も一家全部が働いて漸く一人前の生活をして居る者
に取つては、其の様な事をせられては、唯さへ苦しい生活が、益
々苦しくなりますので本月の六日に女工全部から左の様を歎願書
を出して御願ひ致したのであります。

歎願書

一、解雇及退職手當の制定

二、歩引の廢止